

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和8年8月7日

前 橋 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、第8条第4項において準用する第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
		○		前橋市 (清里地区)	無	令和5年度～令和9年度	ぐんまオーガニックファーマーズ吉岡清里
		○		前橋市 (荒砥地区、粕川地区)	無	令和7年度～令和11年度	circular BASE